

所管部課	教育部教育総務課		部長	小俣 学													
件名	令和5年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付																
	要綱外14件について	区分		1 審議事項	○ 2 報告事項												
関係事項	条例規則																
	部課機関	教育部 教育総務課、教育指導課、青少年課、生涯学習課															
<p>1. 要 旨</p> <p>教育部が所管する別紙15件の令和5年度単年度要綱等について、次のとおり制定するものである。</p> <p>(1) 課別件数</p> <table border="0"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>10件</td> <td>(うち新規制定2件)</td> </tr> <tr> <td>青少年課</td> <td>2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 施行日                    令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果        本件要綱等の制定により、補助金の執行等、適切な事業を行うことができる。</p>						教育総務課	2件		教育指導課	10件	(うち新規制定2件)	青少年課	2件		生涯学習課	1件	
教育総務課	2件																
教育指導課	10件	(うち新規制定2件)															
青少年課	2件																
生涯学習課	1件																
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)																	
3. 留意事項 (問題点等)																	
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務処理を行うこととしたい。</p>																	
5. 審議結果																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。